

二級河川名瀬川、舞岡川の河川管理権限移譲について

令和 4 年度に都市基盤河川改修事業が終了した二級河川名瀬川・舞岡川について、令和 5 年 4 月 1 日に神奈川県から河川管理権限の移譲を受け、横浜市が管理していきます。

1 河川管理権限移譲の概要

- ・平成12年の河川法改正を受けて、表 1 の 7 河川について権限移譲を進めてきました。
- ・これまでに河川改修事業が終了し、台帳整備等の管理体制が整った河川から、権限移譲を進めており、5 河川を権限移譲しています。(表 1 の緑色)
- ・今回、名瀬川及び舞岡川について、河川改修事業が終了し、河川管理体制が整ったため、令和 5 年度から権限移譲を行います。(表 1 の赤色)

表 1 河川改修事業と権限移譲のあゆみ

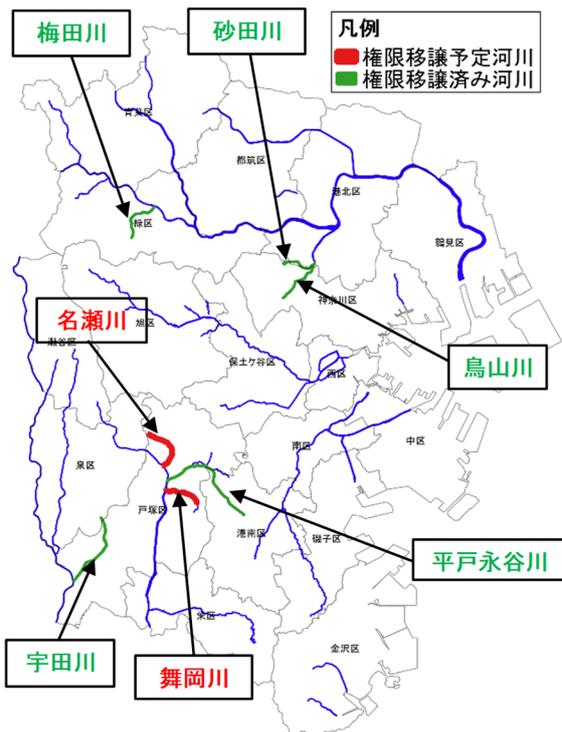
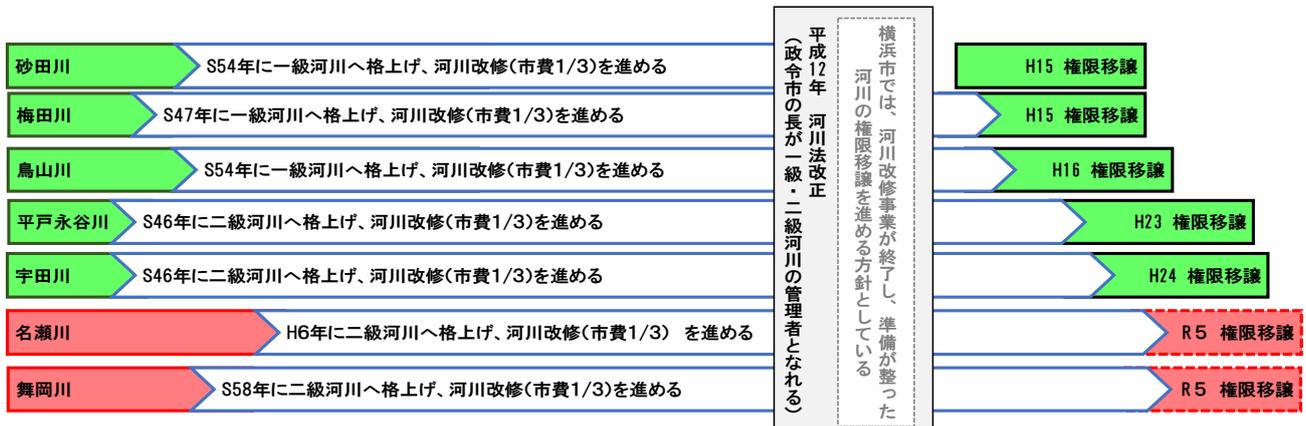
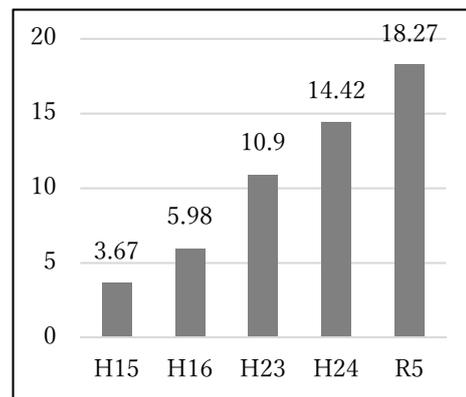


図 1 権限移譲河川位置図

表 2 権限移譲河川累計延長 (km)



2 権限移譲による効果

(1) 総合的な治水対策の推進

- ・市が河川管理者となることで、河川整備計画を策定することが可能となります。
- ・今後の60mm/h 対応の整備水準の向上にあたり、河川と下水道が計画段階から連携して取り組むことが可能となり、総合的に治水対策を進められます。

(2) 水辺愛護会活動等の充実

- ・これまで、河川行政に関する地元の方々からのニーズや地域の取組、水辺愛護会活動のご相談などは、河川管理者である神奈川県との協議が必要でした。
- ・今後は、市民により身近な横浜市が河川管理者となることで、事務手続きが簡略化し、川づくりや水辺愛護会活動等への支援を充実することができます。



写真1 名瀬川：水辺愛護会活動風景
(名瀬川と遊び隊)



写真2 舞岡川：水辺愛護会活動風景
(舞岡川親水広場水辺愛護会)

図2 戸塚区全体図